アンチダンピング措置終了に関する欧州委員会の公告について

欧州委員会(EU 委員会)では、2010年3月19日付EU 官報(2010/C 70)にて、中国とベトナムから輸入される自転車と中国から輸入される特定の自転車部品へのアンチダンピング(AD)税賦課について、2010年7月15日をもって発動期間を終了する公告を行った。

現在、中国製の自転車には 48.5%、ベトナム製の自転車には 15.8~34.5%の AD 税が賦課され、更に中国製の特定の自転車部品には 48.5%の AD 措置拡大が行われており、その終了期日は 2010 年 7 月 15 日と間近に控えている。

通例では、AD 措置の終了期日の5~9か月前頃までには告示されることが多いとされるが、 本件は遅れ気味であったため、何時公告されるのか、世界の自転車関連企業が注視していた。

また、この公告は AD 税賦課の期限到来の通告であり欧州業界が AD 税の延長を望む場合下記「2. 手続き」によって要望を提出する事が可能である。

当該 EU 官報の内容は以下のとおりである。

確定アンチダンピンング措置の期限終了に関する公告

(2010/C 70/06)

1. 下記手続きによる申請を受け再審査の着手がない場合、EU 域外諸国からのダンピング輸入を防ぐための2009年11月30日付理事会規則(EC)No. 1225/2009の第11条2項に基づき、下記表の期限をもって AD 税賦課の発動期間は終了することを、EU 委員会は公告する。

2. 手続き

EU 域内の製造業者は再審査の要望を書面にて申請することが可能である。但し、課税措置の終了により、ダンピングと損害が再発又は継続する結果をもたらすという確かな証拠がその要望には含まれなくてはならない。

EU 委員会が再審査を決定する際は、本措置に関連する輸入業者、輸出業者、輸出国の代表及び EU 域内製造業者は詳細を供述し、反論や意見を述べる機会が与えられる。

3. 期限

EU 域内製造業者は上記要件を満たす再審査の要望文書を、EU 委員会貿易統括部(Unit H-1)、N-105 4/92 1049、Brussels(FAX No +32-22956505)宛てに本公告掲載日より下記表の期限の3か月前までの間、いつでも提出できる。

4. この公告は理事会規則(EC)No. 1225/2009 の第 11 条 2 項に基づき発行されたものである。

製品	原産又は輸出国	措置	参照	期限
白転車及び	中国、ベトナム	AD 税	理事会規則(EC)No.1524/2000(OJ L 175, 14.7.2000,	2010/7/15
自転車及び			p.39)但し、同規則(EC)No.1095/2005(OJ L 183,	
特定の自転			14.7.2005、p.1)にて修正、更に同規則(EC)No.71/97(OJ L	
車部品			16, 18.1.1997、p.55)にて自転車部品へ措置拡大	

出所: EU 官報 (2010/C 70/06)

以 上

(デュッセルドルフ事務所)